

利用登録確認項目リスト

(図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン別表2より)

以下の項目のいずれかに該当する場合は、図書館の障害者サービスの利用者として登録ができる。(本人以外の家族等代理人によるものも含む。)

チェック欄	確認事項
	障害者手帳の所持 級
	精神保健福祉手帳の所持 級
	療育手帳(愛の手帳)の所持 級
	医療機関・医療従事者からの証明がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容がわからない、あるいは記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない。
	その他、原本をそのままの形では利用できない

(障害の種類) 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼、上肢、下肢、体幹、運動—上肢、運動—移動、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫